

「白老町自治基本条例 検証結果報告書(案)」 についてご意見を募集いたします。(パブリックコメント)

「白老町自治基本条例 検証結果報告書(案)」を取りまとめましたので、白老町自治基本条例第10条の規定に基づき、町民の皆さまにお知らせし、ご意見を募集します。

■ご意見を募集する政策等の案の名称

「白老町自治基本条例 検証結果報告書(案)」

■ご意見募集期間

令和4年3月1日(火)から令和4年3月31日(木)まで

■政策等の趣旨、目的及び背景

平成19年1月1日に施行された本条例は、町政運営の基本理念や町民、行政および議会の協働によるまちづくりを行うための基本的なルールを定めたものです。

本条例では、5年を超えない期間毎に社会情勢などを踏まえ検証することと定められていることから、検証報告書を作成し、パブリックコメントを実施するものです。

■公表する資料

「白老町自治基本条例 検証結果報告書(案)」

■公表資料の入手方法

町ホームページからダウンロードしていただくか、図書館、いきいき4♥6(健康福祉課)、白老町コミュニティセンター、各出張所等で入手できます。

(裏面に続く)

■意見を提出できる方

- (1) 町内に住所を有する方
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人
- (3) 町内の事務所又は事業所に勤務する方
- (4) 町内の学校等に通学する方
- (5) 町民が自主的に組織した団体
- (6) 白老町に納税義務を有している方
- (7) パブリックコメント手続き案件に係る事案に利害関係のある方

■提出方法

パブリックコメント意見提出様式に、必要事項をご記入の上、次のいずれかの方法によりご提出ください。

- (1) 直接提出 企画財政課 企画統計グループ（担当課）
いきいき4♥6（健康福祉課）
白老町コミュニティセンター
各出張所で提出を受け付けます。
- (2) 郵送 〒059-0995
白老郡白老町大町1丁目1番1号
企画財政課 企画統計グループ 宛
※令和3年3月31日（火） 当日消印有効
- (3) FAX (0144) 82-4391
白老町役場企画財政課 企画統計グループ 宛
- (4) 電子メール 電子メールアドレス kikaku@town.shiraoi.hokkaido.jp
★パブリックコメント意見提出様式は、資料公表場所にも用意しております。

■提出されたご意見の取扱い

- ・ 提出されたご意見は、検証の参考にさせていただきます。
- ・ 報告書（案）に対して具体的な意見をいただくもので、賛否を問うものではありません。
- ・ 提出されたご意見およびご意見に対する町の考え方は、ホームページ等を通じて公表するほか、ご意見を提出された方に対してもお知らせします。
- ・ 口頭、電話、匿名でのご意見はお受けできません。
- ・ パブリックコメント結果の公表の際には、ご意見の内容以外は公表しません。

■お問い合わせ先

〒059-0995 白老町大町1丁目1番1号 （企画財政課 企画統計グループ） 電話：0144-82-2714 FAX：0144-82-4391 Eメール：kikaku@town.shiraoi.hokkaido.jp
